

平成21年度第1回地域包括支援センター等運営部会議事録

日時 平成21年10月28日(水) 午後2時00分～3時30分
場所 日進市中央福祉センター集会室
出席者 委員6名 亀井春枝(部会長)、井手宏、山岡林二、鈴木恵子、市岡俊寛、萩野光枝
(順不同・敬称略)
事務局 高齢福祉課(4名)
傍聴の有無 なし

1 あいさつ

担当課長 今回は委員の更新があるので、事務局から挨拶をさせていただきます。みなさまにはご多忙のなかお集まりいただき有難うございます。本日、出席している委員の方は名簿のとおりとなります。地域包括支援センター(以下包括)を市内3ヶ所の事業所に委託し、包括は必要な介護サービスやその他の福祉サービスについての相談窓口になっております。平成20年度の事業実績などの説明をさせていただくので、審議をよろしくお願いします。

続いて委員委嘱ですが、今回の委嘱期間は3年間となります。名簿の順番に自己紹介をお願いします。

役員を選出については、まず部会長は引き続き社会福祉協議会長亀井さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか?異議がないようなので部会長は亀井さんをお願いします。(拍手)副部会長は、日進ホーム市岡さんでしたが、規定に基づき部会長から指名をお願いします。部会長から指名がありましたので、副部会長は引き続き日進ホーム市岡さんをお願いします。(拍手)

部会長 会議の進行にあたり、みなさまのご協力をお願いします。

副部会長 よろしくをお願いします。

事務局 役員については、引き続きよろしくお願いします。それでは議事のとりまわしを部会長によるしくをお願いします。

2 議題

(1) 平成21年度地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの実績について

部会長 事務局から議題1の説明をお願いします。

事務局 「平成21年度地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの実績」(資料)について説明。

部会長 事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見等があればご発言頂きたい。

委員 介護予防事業を実施している中で、介護予防の効果がどれくらいあるのか把握は出来ているのか。

事務局 国には介護予防事業の実績を毎年報告しているが、事業に参加している方の生活機能評価の基本チェックリストの項目が、教室参加の前後でどれくらい変わったかで効果を見ている。教室には特定高齢者の中で介護予防への問題意識を持っている方が特に多く参加し、例えば、介護認定を受けることを迷っている、本人は参加する気がない

が家族が本人に教室に参加させたいというような方も参加されるため、教室参加における認定率での効果は出にくい。ただし、教室に最初にみえた時には、つえをついていた人が最後はつかなくてもいいようになったなど、個々のケースでは効果が出ていると思われるが、全体的な効果となると何を基準に効果をみるかが難しい。県内でも同じような意見が出ていた。国は、5年後にこの事業の効果を見ることにしているので、何らかのデータが出てくるのではないかと考えている。

委員 中部包括の相談件数が多い理由は、高齢化率が高いからなのか？

事務局 高齢者人口は、平成21年10月現在のデータで、中部が5,807人、東部が3,498人、西部が4,074人である。高齢者人口が多いため相談件数が多いことも理由ではあるが、市役所に近いという立地条件や社会福祉協議会の中にある複合施設であることも理由に考えられる。

部会長 障害者支援センターもあり、障害のある高齢者も相談に行かれることも理由に考えられる。

委員 高齢者虐待についての対応件数が16件あるが、どのような背景でこのような虐待が起きているか。またどのような対応をしているのか。

事務局 この16件の虐待は、虐待のおそれがあるとして情報収集を行って市と包括で対応しているもので、緊急性があるものはこのうち2,3件である。家族が介護疲れから虐待しているケースが大半で、介護サービスを導入するなど対応している。

委員 件数は増えているか？

事務局 件数は昨年度と比べて大幅に増加していることはない。ケアマネに虐待に関する啓発が浸透したことで、表に現れなかったケースが出てくるようになったと感じる。

委員 虐待は身体的虐待が多いのか？

事務局 虐待は色々な種別が混じっているものが多い。

委員 認知症サポーター養成講座の関係だが、現在どれくらい養成できているか？

事務局 サポーター養成数が100万人達成したことにより、国が決める認知症目標数値が広がり、認知症1人につき1人のサポーターを養成することとなり、平成23年度までに894人になっている。市の養成人数は、今日現在で602人であり、今年度は、197人養成している。

部会長 100万人達成してもサポーター養成には力を入れていただきたい。

委員 医師として聞きたいが、医師会への要望として何かないか？

事務局 医師会で協力依頼をさせていただいたが、ケアマネと主治医がお互いうまく連絡が取れるよう、包括が主治医への連絡方法を確認し一覧表にした。その連絡表を使っていると思うが、その後の意見が聞こえていないため、今後何かあれば意見を聞かせていただきたい。

(2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性について

部会長 続いて議題2の説明を事務局からお願いします。

事務局 「地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性」(資料)について説明。委託分を含んだ介護予防サービスプランを集計し、もっとも紹介件数が多い法人の割合が50%を超えているかどうかという基準で、3種類の対象サービスを平成

20年6月と平成21年3月の2回で特定事業所のサービス集中について評価をおこなった。超えた理由については、「利用者の希望により事業所を指定されたため」「以前からの継続で利用しているため」という報告を受けている。

部会長 事務局から説明がありましたが、何かご質問等があればご発言頂きたい。
委員 集中率が50%超えたサービスについては、もともとのプラン数が7,8件のため50%超えているものもある。報告のあった理由なら問題はないと思う。たまたま50%超えただけで、50%以上に集中したサービスも3月には50%以内に戻っている。
部会長 今後も公正・中立性には心掛けてほしい。運営は忠実にされていると考えている。

(3) その他

部会長 事務局から他に何かございませんか？
事務局 その他として、昨年3月に開催した運営部会で委員のみなさんにお示しできなかった「日進市地域包括支援センター事業実施要綱」について報告をさせていただく。この要綱は、4月1日付けで施行されていて、包括の運営について必要な事項を定めている。前回の部会で、在宅支援センターの廃止によって市の独自サービスに低下がないかご心配のあった部分については、第3条5号に「日進市高齢者等支援事業実施規則（平成14年日進市規則第22号）第3条に規定する事業に関する相談及び利用調整と明記しているので、市の独自サービスの部分については包括でおこなっていく内容になっている。

部会長 他に何か意見等ございませんか？
委員 介護認定についてだが、4月に改正があり非該当が増えたように思う。改正前は、認定申請全体の約1%が非該当になっていたが、改正後は約5%が非該当になるようになった。認定審査委員を長年やっているが、この状態を問題だと感じている。介護保険のサービスを受けるような状態の方が非該当になるのはおかしいと思うが、調査項目にしばりがあるため非該当になってしまう。市や包括に苦情は寄せられなかったか？
事務局 非該当になった方は、介護サービスの代わりとして、自立のヘルパーやショート、コミサロなど自立を支援するサービスの利用を勧めていると思う。
委員 代わりのサービスがあっても、この前まで使っていたサービスがいきなり使えなくなるのは問題がある。審査会で判定された認定がおかしいので認定期間を短くし、更新により再度認定をする、あるいは区分変更を申請してもらって認定をやり直すなど対応していた。
事務局 非該当だけではなく全体的なことに対して苦情は来ている。状態像が変わっていないのに、認定の方法が変わったというだけで使えるサービスが変わってしまうことに対して苦情が来ていると思われる。苦情があった方については、説明をおこない、市のサービスを使う必要がある一人暮らしの方などについては、区分変更の手続きをさせていただくなど対応している。
委員 サービスが必要な方が使えなくなり、仕方がないので自費でサービスを使うのは矛盾している。
部会長 入院して帰ってきた一人暮らしの方が買い物などをお願いしたいとヘルパーを希望さ

れた時に、数ヶ月ヘルパーをお願いするだけなのに、介護保険の認定を申請して非該当にならないと自立のヘルパーは使えない。例えば包括が状況を調査し、サービスを使う必要があると判断した時にすぐに使えるようになればいいと思う。

委員 今年の4月1日から9月30日までで認定の更新申請をされた方は、介護の認定に経過措置があり、本人等の意思を確認して介護度を従前のままか今回の介護度か選択ができた。この経過措置にも矛盾があったと感じている。

部会長 他に何かないか？

委員 保健所では、難病の方を中心に災害時にどのように支援していくのか考えている。福祉施設の方々が話し合いをされる場合、どのようなニーズについて意見が出ているのか？この資料にあるサービス事業者等情報交換会は、施設の代表者が集まり、例えば利用者の安否確認をどうしていくかなど、災害時にどのように支援をしていくのか検討した会議なのか？

事務局 これはケアマネや施設職員を集めてやった防災に関する勉強会のようなもの。

委員 ケアマネは災害が起きた時に、地域の高齢者などを安否確認されるなど役割としてあるのか？

委員 実際は役割となっていないが、災害が起きれば何とか対応をしようと現場にかけつける。

委員 役割意識は持っていると思う。

委員 事業所で状況をつかみ、市に支援を求めることになる。

委員 市は災害時に安否確認をするための台帳か何かを持っているのか？

事務局 対象者は、高齢者ひとり暮らしや高齢者世帯の方、介護度3から5の方、障害者・療育手帳をお持ちの方について、昨年12月に災害時に支援を希望するかどうかが意向調査をした。その後、防災室が主になり、地域の公民館で趣旨を説明したうえで、区や自主防災組織の役員の方々や民生委員などに、支援を希望される方の情報をお渡しした。この情報をもとに地域で聞き取りなどを行っていただき、更なる情報収集をお願いしている。災害時に市や包括に支援の要請があれば、地域に情報を伝え協力を求めることになる。災害時要援護者の対象者は、2,000人弱だが、現在934人が登録されており、登録は全体の50%弱ではある。登録されていない方は、近くに親族等が住んでいるなど、災害時にはかけつけていただける方がいるのではないかと考えている。

委員 災害が起きて市に連絡すると、防災室から地域に連絡が行くのか？

事務局 災害が起きると市が災害対策本部を設置する。場合によっては、避難所を開設し、避難が必要な地域を地元消防団が巡回し、避難勧告を促すことになっている。

委員 先日地域で防災訓練があった。他から転入してきて組長やっているが、災害時に地域の協力があるのかよく分からない。

委員 災害時に地域の区や自主防災組織が機能するのか？

事務局 地域の組織がどのように機能するかは地域によって差があるが、防災室によると災害時要援護者については地域と連携して対応していくとの説明だった。

部会長 災害時に包括としてどのように対応していくのか、今後市の方で考えて頂きたい。

(15時30分終了)

